

教育費

学校教材備品は町で購入すべき

質疑

議員 教育振興費の教材備品について、どのような使い方になっているのか伺います。また、学校後援会の方から教材備品を購入することについてどのように考えていますか。

当局 学級数や児童生徒数、前年度予算などによって学校に配分する分と教育委員会が残す部分があり、各学校からの要求などによって執行しています。後援会費での教材備品の購入は望ましい姿ではないので、学校と連携を取りながら対応していきます。

分館施設整備補助金の改定

議員 分館施設整備補助金は、50万円以上18%補助から、増改築や修繕は10万円以上30%以内、備品購入は20%以内と改定され使いやすくなりましたが、「以内」について基準等の説明を願います。

当局 「以内」ととって理解していただいて良いのですが、予算額もあることから、高額になる場合などについては相談させていただきたいと考えています。

総合型地域スポーツクラブへの支援は

議員 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業の補助金30万円と委託料の210万円の内容と、次年度以降の対応を伺います。

当局 委託料は教育委員会内に事務局を置いて事務局員を雇用するためのもので、補助金については活動への補助金として支援します。次年度以降についても基金事業や「toto」の助成事業での対応を考えています。

スクールバスの利活用は

議員 スクールバスを部活動など通学以外で使用する場合や休日の使用などの考え方と、その使用方法や保険についてどのようにしているのか伺います。

当局 通学が第一ですが、社会科見学時やスキー授業などの学校行事でも使用していきます。部活動については各ごとと1回は町負担での使用を

認め、2回目以降については運転手・燃料代は実費で使用できることを考えています。

使用にあたっては東西の中学校が幹事校になっており、そこで使用の可否を決めることとなりますが、県外へ行く場合は教育委員会に相談していただきます。自動車保険については、町で搭乗者も含め町で全加入しています。



更新されたパソコン

注 分館（地域の公民館）の施設整備に対する補助金の交付規程が、平成22年度から改正されます。

※ totoの助成事業
スポーツ振興くじ助成は、totoの販売により得られる資金をもとに、地方公共団体やスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に対して行われる。



多目的に利用されるスクールバス